



島根県報

令和2年6月30日（火）

第 119 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定の取消し	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
解除予定保安林	（ " ）	2
保安林の指定（2件）	（ " ）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	4
補助金等交付規則第3条の規定により島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金の交付の対象等を定める告示	（中 小 企 業 課）	4

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		5
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		5
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		5
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体		6

告 示**島根県告示第428号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第5号、第8号及び第10号の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しをしたので、同法第51条第4号の規定により告示する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
株式会社ユーアイ	就労移行支援 就労継続支援A型	ユーアイワーク	島根県出雲市武志町253番地	令和2年6月30日
	就労移行支援 就労継続支援B型	ユーアイサポート	島根県出雲市荻杼町492-1	令和2年6月30日

島根県告示第429号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市所原町字家ノ奥5038-1、5047-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家ノ奥5038-1・5047-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第430号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市佐田町佐津目1031-7

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第431号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町八幡原字空井儀296-内1、296-2、296-3、297-内1、308-内1、308-2、字家ノ空308-続

1、字福屋上308-続2、字ゴワン1107から1109まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町八幡原字大門145-1から145-3まで、145-5、145-6、字ゴワン1113、1115、字中屋敷家ノ上ミ

1114

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第433号

令和2年農林水産省告示第974号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町田野原1791-3	大庭 重太
鹿足郡吉賀町田野原1791-3	坂田 健次郎

島根県告示第434号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金

2 交付の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けた県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人（以下「中小企業者等」という。）に対し、補助金を交付することにより、中小企業者等の事業の振興及び経営の安定化を図ることを目的とする。

3 交付の対象資金、対象者、保証料率及び補助対象経費

対象資金	対象者	保証料率	補助対象経費
島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）別表に掲げる緊急融資「経済変動等資金」として定めた「新型コロナウイルス感染症対応資金」	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号の認定（認定書に記載された売上高等の減少率が5パーセント以上15パーセント未満のものに限る。）を受けて、対象資金の融資を受けた中小企業者等（個人事業主であって小規模事業者であるものを除く。）	0.425パーセント。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、0.525パーセント	島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けるため、中小企業者等が島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に当初に支払った保証料（融資額、保証料率及び融資期間により保証協会が算定したものをいう。）とする。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さいとう勝広後援会	齋藤 勝廣	阿知波 伸二郎	益田市中島町イ1361番地68	令和2年6月11日
突破の会	寺井 克政	三井 俊行	益田市本町7番17号	令和2年6月15日
松本奈美後援会	松本 奈美	大畑 直起	益田市梅月町233	令和2年6月11日

島根県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党江津支部	田中 増次	主たる事務所の所在地	江津市都野津町2085	江津市都野津町2277-19	令和2年6月1日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
島根県社会保険労務士政治連盟	内部 高志	主たる事務所の所在地	松江市母衣町55-2	松江市母衣町55-4	令和2年4月1日
突破の会	寺井 克政	主たる事務所の所在地	益田市あけぼの西町10番13号	益田市本町7番地17号	令和2年6月16日

島根県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
-----	--------	-------

井川定雄後援会	井川 定雄	令和元年11月1日
福田純二後援会	橋本 広幸	令和2年5月31日
渡部てつや後援会	高木 正夫	令和元年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
松本 奈美	益田市議会議員	松本奈美後援会	益田市梅月町176	松本 奈美	令和2年6月15日